

令和4年7月22日

各位

不起訴不当の議決について

当法人が業務上横領として刑事告発しておりました事件について、不起訴処分（令和3年10月29日付け）となっておりました。

検察審査会に審査請求を行ったところ、不起訴不当（令和4年7月15日付け）の議決の通知を受けましたのでご報告します。

地方独立行政法人くまもと県北病院

理事長 山下 康行